

19.1

ドメスティック・
バイオレンスについて



京都市男女共同参画推進課より

応募しませんか？

—「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度を始めました—

男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業者のみなさんの協力が欠かせません。

そこで、京都市では男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりに積極的に取り組んでおられる企業や団体を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録させていただき制度を始めました。

登録された事業者のみなさんには、京都市のホームページや広報誌等を通してその取組を紹介したり、企業向け講座等の情報提供などを行います。また、特に意欲的な取組をされている事業者の方には市長からの表彰を行い、あらゆる機会にその事業者の方と取組の内容を積極的に紹介していきます。（詳細については京都市男女共同参画推進課ホームページを御覧ください。）

今後も、京都市は事業者のみなさんと連携を図り、職場における男女共同参画の輪が広がるよう取り組んでいきます。

《たとえば、こんな取組》

- 女性の能力の積極的な活用をしている。
- 仕事と家庭生活との両立を支援している。
- セクシュアル・ハラスメント防止の研修等を積極的に行っている。

ウイングス京都より

ウイングス京都図書情報室で所蔵する資料の中から、“ドメスティック・バイオレンス”に関する資料をご紹介します。
※ウイングス京都の所蔵資料はホームページから検索できます。

ドメスティック・ バイオレンス

援助とは何か
援助者はどう考え
行動すべきか

鈴木隆文著 麻鳥澄江著
教育史料出版会
○請求記号 74/ス



なぜ男は 暴力を選ぶのか ドメスティック・バイオレンス 理解の初歩

沼崎一郎著
かもがわ出版
○請求記号 74/ヌ



DV(ドメスティック・ バイオレンス)を 理解するために

COSMO編
米田真澄
解放出版社
○請求記号 74/コ



DV被害の当事者への援助に必要なことは何か、何に気をつければよいのか。相談窓口や医療の現場、法律事務所などで当事者への援助に関わる人に、その基本と実務を解説する。

「相手がこわがったら、それは暴力です」と、やさしい言葉でDVを解説するブックレット。身近な例を多く挙げながら、男女双方へのメッセージを送る。

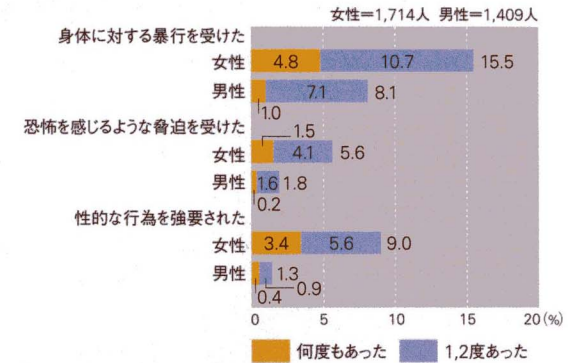
2000年2月、国際ソプロチミスト京都ーみやことCOSMOが共催でおこなったシンポジウムの講演を単行本化。DVとは何かわかりやすく解説する。

京都市文化市民局
共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/danjo>

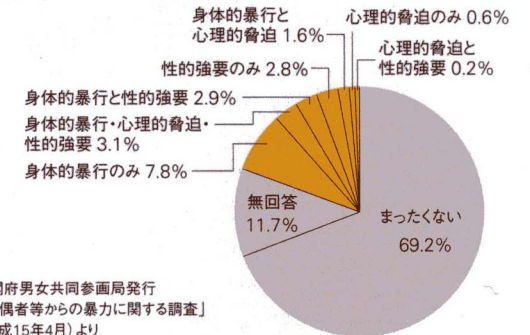
財団法人京都市女性協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460
<http://wings-kyoto.jp>



1.配偶者等からの被害経験（複数回答）



2.配偶者等からの被害の重複（女性）



ドメスティック・バイオレンスについて

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあつた人から受ける暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といい、その多くは男性から女性に対して加えられています。

家庭の中での夫から妻への暴力は長い間「夫婦げんか」とみなされ、それが暴力であるという事実はなかなか認められませんでした。

しかし実際には、被害者の女性は殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか「おまえはバカだ」などと心無い言動等により、心を傷つける精神的暴力、外出や親きょうだいの付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力せず性的行為を強要するなどの性的暴力、そして子どもを巻き添えにした暴力など、様々な形で心や体に深い傷を負う暴力を受けてきました。

2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が制定され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。さらに2004年（平成16年）には同法が

改正され、保護命令の対象を元配偶者に拡大すること、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度を設けることなどが新たに定められています。

国が2002年（平成14年）に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、これまでに配偶者や恋人等から身体的・精神的・性的暴力を1度でも受けたことがある女性は約5人に1人（19・1％）に上ることが明らかになりました。限られた少数の人だけが被害を受けているのではなく、身近に起こりうる問題なのです。

DVは人権を著しく侵害する行為です。加害者の言い分も様々ですが、そもそも暴力は誰に対しても、いかなる場合でも許されるものではありません。また、家庭の中に暴力が存在することは、たとえ直接暴力を振るわれることがなくても、子どもたちの心に大きな傷を残します。暴力を間近で見ていた子どもたちは暴力を肯定的に捉えたり、無気力になることもあります。DVは子どもたちのためにもあつてはならないことなのです。

男女がお互いを尊重し、社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するために、互いに向き合い理解しあうことがいつそう求められています。